

障害福祉サービス等事業所 管理者 様

奈良県福祉医療部障害福祉課長
(公 印 省 略)

同一敷地内での「日中活動系サービス事業所」と
「共同生活援助事業所の共同生活住居」の併設について

平素は本県の障害福祉行政の推進に、ご理解とご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、指定共同生活援助に係る共同生活住居の立地条件については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」とする。）第210条第1項」において、「住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない」と定めています。

今般、本県における同一敷地内での「日中活動系サービス事業所」と「共同生活援助事業所の共同生活住居」の併設について、下記の取扱いとしますので通知します。

記

以下の条件を満たす場合に限り、同一敷地（※）内での「日中活動系サービス事業所」と「共同生活援助事業所の共同生活住居」の併設を認めることとします。

（1）設備・構造上の条件

- ・各事業所等が、設備の基準をそれぞれ満たし、基準上必要な設備が共用されないこと。
- ・同一敷地内の2以上の建物を利用して設置する場合は、各事業所等から外部に自由に行き来できること。同一建物である場合には、各事業所等において外部と直接出入りが可能な専用の入り口（玄関）を有し、建物内で相互に往来できない等、建物構造上、独立性が確保されていること。

（2）管理・運営上の条件

- ・各事業所等は、管理、運営においても独立していること。各事業所等において従業員の勤務体制を確保し、勤務体制や兼務関係については事業所等ごとに明確にすること。
- ・日中活動系サービス事業所の利用は、利用者本人の意思に基づくものであり、利用者及びその家族等に対し、併設事業所の利用を強制せず、周辺の日中活動系サービス事業所の配置等について十分説明し、広く選択肢を提示すること。
- ・地域移行の趣旨をふまえた共同生活援助事業所の運営に努めることとし、家族や地域住民、地域社会との交流が促進されるよう事業計画を定め、取組内容を記録すること。

(3) 共同生活住居の従業者にもこの趣旨を周知し、制度趣旨に沿った運営に努めること。

(4) 以上について、実地指導で確認できるよう、関係書類を整備すること。

(※) 同一敷地・・・所有関係や分筆の有無に関わらず、一体的に利用可能な一団の土地を同一敷地とみなす。(「隣接地」も一体的に利用可能であれば「同一敷地」とみなす。)

以上の条件を満たすことを、配置図・平面図・事業計画書等及び別紙申出書により、申請時に確認した上で、同一敷地内での開設を認めることとします。

なお、必要に応じて上記条件の遵守状況の確認を行いますので、御留意ください。

〒630-8501 奈良市登大路町 30
奈良県障害福祉課自立支援・療育係
TEL:0742-27-8513